明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**二三）　二
〔告示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（**内閣府**二一～三六）　二
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（**同**三七～四〇）　四
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（**同**四一）　四
○地域再生計画を認定した件（**同**四二～二三三）　四
○地域再生計画の変更を認定した件（**同**二三四～三〇一）　四
○地域再生計画の認定を取り消した件（**同**三〇二）　四
○保険業法施行規則第六十九条第七項、第七十条第六項、第百五十条第七項及び第百五十一条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件（**金融庁**四七）　三
○保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（**同**四八）　三
○出入国管理基本計画を定めた件（**法務**一八八）　三六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二二〇～二二六）　四六
○都市計画に関する件（**同**二二七～二三三）　四七
○浄化槽の型式の認定をした件（**同**二三四）　四七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関を指定した件（**同**二三五、二三六）　四七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（**同**二三七）　四七
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一三五、一三六）　四九
○道路に関する件（**中国地方整備局**一〇五～一一〇）　五〇
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**四三）　五〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**六五、六六）　五〇
○一級河川網走川水系網走川における河川区域の用途廃止に関する件（**北海道開発局**六三）　五〇
○一級河川渚滑川水系渚滑川における河川予定地の変更に関する件（**同**六四）　五〇
○都市計画に関する件（**同**六五～七二）　五〇
○船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があった件（**沖縄総合事務局**二五）　五一

〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　五二

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人統計センター、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人都市再生機構、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、西日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、住宅型式性能認定関係　五三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五六
会社その他
会社決算公告　六〇